

【ごみ一般】

Q1:なぜごみを分別しなければならないのですか？

A1:ごみを分別せずに出すと、リサイクルできたはずの資源まで有効活用されないまま燃やされたり埋め立てられたりしてしまいます。また、分別をすることで限りある資源を生かすことができるだけでなく、ごみの量を減らすことができるため、埋め立て地の延命にもつながります。

Q2:なぜリサイクルを推進することが必要なんですか？

A2:現在の日本は、資源の多くを外国に依存しています。原材料の調達に国外の影響を受けるだけでなく、これまでの使い捨ては資源の枯渇を早めることになります。使えるものは何度でも使用し、資源を有効に活用するために、リサイクルに取り組む必要があります。

Q3:喜多方市のごみ処理の流れはどうなっていますか？

A3:集積所に出されたごみは、委託業者が回収し、喜多方市山都町にある「環境センター山都工場」で中間処理(焼却、資源選別など)を行います。焼却灰などは、喜多方市慶徳町の「羽山最終処分場」に埋め立て処分されます。

Q4:分別ポスターや収集カレンダーは、どこで手に入りますか？

A4:本庁市民生活課窓口及び各総合支所住民課窓口に備え付けてあります。なお、ホームページにも日程表と分別について掲載しています。

Q5:集積所に出すときに市指定のごみ袋に入れるのはなぜですか？

A5:分別の徹底、収集効率の大幅な向上、内容物の確認など多くのメリットがあるためです。

Q6:市指定のごみ袋を必ず使わなければいけませんか？

A6:平成 25 年 12 月から、従来の指定ごみ袋以外にも、一定の条件に合うものを使用できることとしました。

(燃やせるごみ)

- ・袋の大きさが 10 リットル以上、45 リットル以下
- ・透明の市販のポリエチレン等の袋。
- ・半透明でも可。ただし従来の指定ごみ袋と同じ位中が見え、分別違反を容易に識別できること。

- ・袋の強度は従来の指定袋と同程度以上であること。
 - ・レジ袋は使用不可。(市が削減を推奨しているため)
- (プラスチック製容器包装)
- ・袋の大きさが 30 リットル以上、45 リットル以下
 - ・透明の市販のポリエチレン等の袋。
 - ・半透明の袋は使用不可。
 - ・レジ袋は使用不可。(市が削減を推奨しているため)
- ※なお、「燃やせないごみ」は市指定のごみ袋のみ。

Q7: 自家用の焼却炉などで、ごみを燃やせますか？

A7: 現在の法律では、家庭でのごみ焼却は禁止されています。焼却によりダイオキシン類の発生も予想されますので、「燃やせるごみ」として出してください。

Q8: アパートの住人は出入りが多く、ごみの分別などで周知徹底ができないため度々トラブルになっています。家主の責任により対応すべきと思いますが、どうしたらいいですか？

A8: アパートについては、基本的に家主さんに責任を持って管理していただく必要があります。なお、市としてもチラシ配布などにより周知徹底を図ってまいります。

Q9: トレイやパックは、スーパーの店頭回収に出すようにしています。スーパーなどはなぜこのような取組をしているのですか？

A9: 容器包装リサイクル法により、小売店もリサイクルを推進しています。また、過剰包装によるごみ排出をできるだけ避けるために、包装していない物も置いてあるので、そうした物を購入することにより環境負荷の低減につながります。

Q10: 事業活動によって発生したごみは、どのようにすればいいですか？

A10: 飲食店や商店、工場などから出るごみは、すべて事業系のごみとなります。市では家庭から出たごみのみを収集しているため、廃棄物の収集運搬許可業者に依頼するか、事業系一般廃棄物に該当するもの(産業廃棄物は対象外)は「環境センター山都工場」へ直接搬入(有料)してください。

【ごみ集積所】

Q1: 転居してきたのですが、今後、ごみをどうやって出せばいいですか？

A1: 「ごみの分け方・出し方」及び「収集カレンダー」をご覧ください。住民登録時に、本庁市民課または各総合支所住民課で配付しています。収集の日程等が各地区で異なりますので、お住まいの地区の収集カレンダーを確認してください。

Q2: なぜ夜に出してはいけないのですか？

A2: カラスなどの被害を避けるためです。前日からごみを出すと、カラスや猫などが生ごみを荒らすことがあります。ごみは指定日の午前6時から午前8時30分までの間に出してください。

Q3: ごみを出し忘れしました。取りに来てもらえますか？

A3: 戸別収集は実施していませんので次回の収集日に出してください。どうしても急ぐ場合は、ご自分で直接、「環境センター山都工場」へ持ち込む(市内の方は無料)か、一般廃棄物収集運搬の許可を持つ業者へ個別に依頼(有料)してください。

Q4: ごみ集積所の場所は誰が決めるのですか？

A4: ごみの集積所は、行政区の中で管理していただいています。移設や廃止などが決まりましたら、本庁市民生活課または各総合支所住民課にご相談ください。

Q5: 分別が間違っているものなど、出し方の悪いごみはどうなりますか？

A5: 収集しませんのでご注意ください。なお、収集されないごみ袋にはシールを貼りますので、出した方が正しい分別方法で出し直してください。

Q6: 収集されずに残されたごみは、どうなりますか？

A6: 正しい分別方法で出されるまで収集しません。出した方は、責任を持って持ち帰ってください。

Q7: ごみ集積所に不法投棄されていますが、どのようにすればいいですか？

A7: ごみ集積所については、行政区の中で管理していただいていますので、不法投棄が多いなどの場合は、場所を変えるなど行政区の中でご協議願います。なお、場所を変える場合は、事前に本庁市民生活課にご連絡ください。

Q8:集積所に集積庫を建てようとする場合、市からの助成はあるのですか？

A8:喜多方市ふるさと創生事業補助金を活用できます(問い合わせ先:喜多方市地域振興課)。

Q9:集積所に他地区の人がごみを置いていきます。どうしたらいいですか？

A9:幹線道路沿いの集積所には、そうした問題が生じる場合があります。幹線道路から少し離れた位置に集積所を移設することによって、投棄がなくなることもありますので、行政区の中でご検討ください。また、他地区からのごみ持ち込みを禁止している旨のチラシをラミネート加工したものをお配りしておりますので、本庁市民生活課へご相談ください。

【資源ごみ(全般)】

Q1:資源ごみは、どのようにリサイクルされますか？

A1:びん類、缶類、ペットボトル、紙類は、リサイクル業者に引き渡され再製品化されます。

Q2:キャップ(ふた)をはずすのはなぜですか？

A2:キャップが付いていると、素材が違いため、リサイクルに支障が出ます。また、中身が残っていると適切にリサイクルできないため、キャップをはずすようになっています。

- ・ペットボトルのキャップ → プラスチック製容器包装
- ・空きびんのキャップ → 金属製は「燃やせないごみ」、コルクは「燃やせるごみ」

Q3:「資源ごみ」の中をすすぐのは、なぜですか？

A3:リサイクル業者による再製品化の際の品質が高まることと、業者への引き渡しまでの間「環境センター山都工場」で一時保管しますので、ごみから発生する虫やにおいを抑えるためです。

Q4:すすいだり洗ったりしても、きれいにならないものはどうするのですか？

A4:あまりに汚れがひどいものは「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」として出してください。

Q5:「缶類」「ペットボトル」は、つぶして出した方がいいですか？

A5:どちらでも結構ですが、中をきれいに洗ってから出してください。

Q6:「びん」「ペットボトル」のラベルは、はがして出すのですか？

A6:びんに貼り付けられた紙ラベルは、はがさなくて結構です。ただし、ペットボトルなどに付いているプラスチック製のラベルは、はがして分別してください。

Q7:びんのふた(王冠やねじ式の金属製の物)は「燃えないごみ」として出していいですか？

A7:「燃やせないごみ」として出してください。

Q8:コーヒーなどのびんに付いている、口の部分の密閉フィルムは、はがして出すのですか？

A8:きれいにはがして、出してください。

Q9:ペットボトルやびん類の口の部分に残るキャップの一部(リング)は、外した方がいいですか？

A9:そのまま出してください。

Q10:割れてしまったびんは、どのようにしたらいいですか？

A10:「燃やせないごみ」に出してください。

Q11:酒びんやビールびんは、どのようにしたらいいですか？

A11:茶色の一升瓶(日本酒や焼酎の瓶)やビール瓶はリターナブル瓶ですので、販売店(スーパーや酒店)などに持ち込んでください。

Q12:色付きのペットボトルは資源ごみとして出せますか？

A12:色付きのペットボトルはリサイクルができませんので「燃やせるごみ」として出してください。

【資源ごみ(紙類)】

Q1:紙類は、ガムテープなどでまとめて出していいですか？

A1:リサイクル工程で支障がありますので、紙ひもなどで十字に束ねて出してください。

Q2:折り込みチラシは、新聞紙と一緒に出していいですか？

A2:分別して出してください。

Q3:段ボールに張り付いている宅配便などの伝票やガムテープはどうしたらいいですか？

A3:リサイクル工程で支障がありますので、なるべくはがしてください。

Q4:お酒などの紙パックは内側にアルミフィルムが貼ってありますが、「資源ごみ」として出していいですか？

A4:「燃やせるごみ」に出してください。

Q5:牛乳などの紙パックを洗って、開いて、乾かすのはなぜですか？

A5:開かない状態だとかさばってしまい、収集運搬の効率が下がってしまうためです。なお、中はよく洗ってください。洗うのは、中身が残って腐らないように、開くのはかさばらず中身が見えるように、乾かすのはカビが発生しないように、いずれもリサイクルするうえで重要です。

【資源ごみ(プラスチック製容器包装)】

Q1:「プラスチック製容器包装」とは、どのようなものですか？

A1:商品を入れたもの(容器)や包んだもの(包装)であって、中身の商品を取り出した(使った)後、不要となるものをいいます。四角い矢印のプラマークが付いているものが対象です。

Q2:「プラスチック製容器包装」のごみは、かさばるので細かく切ってもいいですか？

A2:半分程度に切ったり、重ねて入れても大丈夫です。

Q3:プラスチック製容器包装のラップに付いているシールは、はがして出さなければいけませんか？

A3:簡単にはがれるものはがしてください。困難な場合は、付いたままでもかまいません。

Q4: プラマークが付いていないもので、判断に迷ったらどうすればいいですか？

A4: プラスチック製容器包装の対象にならないものには、プラマークは付いていません。ただし、対象になるものでも、商品のパッケージなどにまとめて書かれていて、個々にマークが付いていない場合(例: ペットボトルのキャップはラベルにまとめて表示されています)もありますので、確認してください。

Q5: 納豆の容器や歯みがきチューブなどは「プラスチック製容器包装」に該当しないのですか？

A5: 該当しますが、汚れが落ちにくい「燃やせるごみ」に出してください。なお、納豆のふたにはミシン線が入っています。ふたは汚れる前に切り離して、「プラスチック製容器包装」に出してください。

Q6: 「プラスチック製容器包装」のうち、店頭回収を行っているものは、これまでどおりスーパーなどへ出してもかまわないですか？

A6: 結果的にはごみ減量化・リサイクルにつながりますので、かまいません。

Q7: クリーニング店に洋服を出した際、ハンガーに付いてくるビニールはどうすればいいですか？

A7: ビニールは「燃やせるごみ」、ハンガーは「燃やせないごみ」となります。

Q8: プラスチック製容器包装の種類(トレイやパックなど)ごとに、袋を分けないといけないのですか？

A8: プラマークが付いている物であれば、一つの袋にまとめて出せます。

Q9: 中身が残っている容器包装プラスチックは、回収しないのですか？

A9: リサイクル業者による再製品化の際の品質が落ちるため、中身が残っている物は回収できません。必ず中身を使い切り、汚れを落としてから出してください。なお、汚れがひどいものは「燃やせるごみ」に出してください。

Q10: マヨネーズの容器は、洗うと再利用できるのですか？

A10: ハサミで切るなどして中を洗えば、「プラスチック製容器包装」に出せます。

Q11:「プラスチック製容器包装」は、水を切って出さないといけないのですか？

A11:「プラスチック製容器包装」などを洗った場合は、水を切ってから袋に入れてください。

Q12:「プラスチック製容器包装」に汚れた物が混入していた場合、回収しないのですか？

A12:異常に汚れている場合などを除き、回収しますが、再製品化の品質が下がらないよう汚れたものが混入しないようお願いします。

Q13:トレイは、色がついているものでもかまわないのですか？

A13:プラマークが付いているものであれば、色がついてるものでも大丈夫です。これまで個別に収集していた「白色トレイ」も、「プラスチック製容器包装」で出してください。

Q14:レジ袋は「プラスチック製容器包装」ですか？

A14:レジ袋は「プラスチック製容器包装」になります。しかし、レジ袋の中にゴミを入れると中身が見えなくなってしまうため、レジ袋には、物を入れないで「プラスチック製容器包装」に出してください。

Q15:発泡スチロールや気泡緩衝材(いわゆるプチプチ)は、どうすれば良いですか？

A15:発泡スチロールや気泡緩衝材(いわゆるプチプチ)は「プラスチック製容器包装」になります。割ったりつぶしたりして入れてもかまいません。

Q16:菓のシートは、どうすれば良いですか？

A16:錠剤が包まれているくぼみシートは、「プラスチック製容器包装」で出せます。

Q17:ポテトチップなど裏側がアルミのプラスチックは、どうすれば良いですか？

A17:アルミなどが使用されていても、プラマークが付いているものは、「プラスチック製容器包装」に出してください。なお、水ですすぐ必要はありませんが、中身を出し切ってください。

Q18:ライターなどにおいが取れにくいものは、どうすれば良いですか？

A18:においはなかなか取れませんので、汚れをしっかりと落として「プラスチック製容器包装」に出してください。

Q19: 歯ブラシなどが入っている容器の裏側(台紙)の部分は、どのようにすればよいですか？

A19: マークを確認して、プラスチック製なら「プラスチック製容器包装」に出してください。

Q20: 汚れが落ちない「プラスチック製容器包装」は、どうすれば良いですか？

A20: 汚れが落ちない「プラスチック製容器包装」については、「燃やせるごみ」に出してください。
なお、汚れを落とせば、「プラスチック製容器包装」に出せます。

Q21: プラスチック製の油のボトルは、どうすれば良いですか？

A21: 食器洗いの後などに、残った洗剤などですすいでから「プラスチック製容器包装」に出してください。しかし、油が落ちない物は「燃やせるごみ」に出してください。

Q22: 「プラスチック製容器包装」に「燃やせるごみ」が混入していた場合はどうなるのですか？

A22: 生ごみなどが混入している場合は回収しません。リサイクルに支障が出ますので、きちんと分別して出してください。

【燃やせるごみ】

Q1: 木の枝類は、どのように出したらいいですか？

A1: 木の枝などは、長さ 60cm以内、太さ 10cm以内に切り、束ねた太さを 30cm以内にしてヒモでしばってください。

Q2: 行政区や各種団体の地区清掃などで出た草などはどうしたらいいですか？

A2: ボランティア清掃には袋を提供するとともに、市で回収を行います。事前に本庁市民生活課へご相談ください。また、少量であれば、枯らしてから「燃やせるごみ」として出してください。

Q3: 鍋焼きうどんなどのアルミ箔なべは、どの区分ですか？

A3: アルミ箔は「燃やせるごみ」です。

Q4: 衣類に付いているファスナーなどは、どうすればいいですか？

A4: そのまま「燃やせるごみ」に出してください。

Q5:生ごみを入れるのに、レジ袋を使用してもいいですか？

A5:生ごみは、水をよく切ったあとにレジ袋に入れ、それを市指定のごみ袋や一定の条件を満たすごみ袋にまとめて入れて「燃やせるごみ」に出してください。

【燃やせないごみ・小型家電】

Q1:テレビ、エアコン、洗濯・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫の処分はどうすればいいですか？

A1:家電リサイクル法でリサイクルが義務付けられているため、販売店や一般廃棄物許可業者に処理を依頼(有料)してください。

Q2:パソコンの処分はどうすればいいですか？

A2:各メーカーにお問い合わせください。なお、ノートパソコン及びパソコン本体は、小型家電リサイクルの対象品目です。

Q3:携帯電話の処分はどうすればいいですか？

A3:携帯電話端末をはじめとした小型家電の中には、金やレアメタルなどの貴重な資源が含まれていることから、市ではリサイクルボックスを設置して回収しています。次に掲げるもので不要になったものは、本庁市民生活課や各総合支所住民課へご持参ください。

【回収する小型家電】携帯電話端末、PHS、計算機、デジタルカメラ、ビデオカメラ、デジタルオーディオプレーヤー、MDプレーヤー、CDプレーヤー、ノート型パソコン、電子書籍端末、小型ゲーム機、ポータブルラジオ、USBメモリー、メモリーカードなど(家庭で使った小型家電に限る)。

Q4:電気毛布の処分は、どうすればいいですか？

A4:毛布とコードを分離し、毛布部分は「燃やせるごみ」、コードは「燃やせないごみ」で出してください。

Q5:灯油やガスボンベの残りは、どうすればいいですか？

A5:それぞれ、販売店にご相談ください。

Q6:刃物やガラスの破片はどうすればいいですか？

A6:包丁やガラスの破片などは新聞紙などで包んで「燃やせないごみ」に出してください。

Q7:なぜ、スプレー缶に穴を開けるのですか？

A7:スプレー缶にガスが残っていると、爆発や火災の原因となるためです。収集車の火災事故等の恐れがありますので、必ず中身を使い切ってから、穴を開けて出してください。なお、防水スプレーなどは中毒事故の原因にもなりますので、穴を開ける際は必ず屋外で行ってください。

Q8:乾電池の処分はどうしたらいいですか？

A8:プラスとマイナスにテープを張り、絶縁してから本庁市民生活課及び各総合支所住民課、各地区公民館へご持参ください。なお、不燃ごみとしては出せません。

Q9:使わなくなった蛍光管のはどのように出したらいいですか？

A9:割らないように簡単な包装などをして、本庁市民生活課もしくは各総合支所住民課へご持参ください。また、家電量販店やホームセンターで引き取る場合がありますので、各店舗にご確認ください。

Q10:割れた蛍光管は、どのように出すのですか？

A10:飛散などしないようにビニール袋などに入れてから、本庁市民生活課もしくは各総合支所住民課へご持参ください。

【粗大ごみ】

Q1:「環境センター山都工場」で処理できる「粗大ごみ」には、どのようなものがありますか？

A1:粗大ごみは、家庭生活から生じたごみで、市指定袋に入らない大型のごみです。家具、自転車、布団類、電子レンジ、ストーブ(灯油は空にする)、スキー板などは持ち込みが可能です。

Q2:「環境センター山都工場」で処理できない「粗大ごみ」には、どのようなものがありますか？

A2:消火器、ドラム缶、タイヤ、スプリング付きベッド・いす、バッテリー、木の幹、産業廃棄物、家電リサイクル品などです。これらについては、専門業者または製品販売店にご相談ください。

Q3:自分で自宅の小規模な改装をしましたが、その際不要な建具や畳が出ました。処分したいのですがどうすればよいですか？

A3:建具や畳などは処理困難物です。なお、業者が行った改装に伴い発生したごみは事業系廃棄物となり、業者による処分が必要です。

Q4:自分で自宅の下屋を取り壊しました。その際の廃材などを処分したいのですが、どうすればよいですか？

A4:小屋などの取り壊しに伴い発生した建築廃材は処理困難物となり受け入れできませんので、一般廃棄物処理業者にご連絡ください。

Q5:たんすなどを処分したいのですが、トラックなどの運搬手段がありません。どうすればよいでしょうか？

A5:家庭ごみの分け方・出し方の下部に記載してある「一般廃棄物処理許可業者」が有料で対応しますので、許可業者にご相談ください。また、年に3回、市で粗大ごみの回収(有料)を行っておりますのでご利用ください。